

青森県報

第百五十三号

令和二年
五月七日
(木曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………(財務指導課) ……二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(西北地域) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(上北地域) ……四
- 右 同……………(県北地域) ……四
- 右 同……………(下北地域) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 土地改良区の役員の変更……………(東青地域) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五

出先機関

告 示

示

- 右 同……………(三八地域) ……五
- 土地改良区の役員就任及び退任……………(西北地域) ……五

青森県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患者	三	つがる市	令和二年五月七日

青森県告示第百八十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦四五の二五
- 二 保安林指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)



青森県告示第百八十四号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

特記事項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この契約約款は、令和2年5月7日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

五千五百万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ほくとう

二 代表者の氏名 川村雄藏

三 主たる営業所の所在地 八戸市北インター工業団地三丁目二の八〇

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第三〇〇一九五号

五 取消年月日 令和二年二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社興栄

二 代表者の氏名 秋山喜造

三 主たる営業所の所在地 八戸市新湊一丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第三〇〇六〇二号

五 取消年月日 令和二年三月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社つがるボーリング

二 代表者の氏名 新岡隆幸

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造出来島雉子森八六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第四〇〇三〇九号

五 取消年月日 令和二年三月十日

六 取消しに係る建設業の許可

さく井工事業に係る一般建設業の許可

令和二年二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 北日本資源開発株式会社

二 代表者の氏名 荻村秀一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市千疋二九の二

四 許可番号 青森県知事許可(般―三一)第四〇〇四七五号

五 取消年月日 令和二年三月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 柴崎建築

二 氏名 柴崎長次

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中渡一八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二八）第一五五一六号

五 取消年月日 令和二年二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年九月二十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鈴木建築

二 氏名 鈴木くみ

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間平三七の四〇九

四 許可番号 青森県知事許可（般一―三一）第二四三七号

五 取消年月日 令和二年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

令和元年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大富産業

二 代表者の氏名 麥澤富男

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字土手内七四の二四八

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二九）第六〇〇一八七号

五 取消年月日 令和二年三月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年三月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北山建築
- 二 氏名 北山喜好
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字奥戸字向町八九の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二十七）第一三五九一号
- 五 取消年月日 令和二年三月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、ガラス工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年三月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月七日

東青地域県民局長 金 一 啓

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	若佐 克秀	東津軽郡蓬田村大字中沢字池田一	令和二・四・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森第二北部土地改良区の定款の変更を令和二年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月七日

東青地域県民局長 金 一 啓

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、名川土地改良区の定款の変更を令和二年四月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年五月七日

三八地域県民局長 堀 義 明

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年五月七日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

